

令和5年(ワ)第977号 除籍処分無効確認等請求事件

原告 東郷ゆう子 こと 角本裕子

被告 日本共産党中央委員会 外3名

原告第1準備書面

令和5年9月11日

神戸地方裁判所第4民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜 久 治

(主任) 同 弁護士 木 原 功 仁 哉

原告は、令和5年9月5日付け被告味口俊之の答弁書のうち「(4) 「4 必勝ポスターの破棄」について」(6頁) に対し、以下のとおり反論する。なほ、略語は訴状の例による。

第1 必勝ポスターの所有権は名宛人たる原告に帰属する

被告味口は、「日本共産党公認候補の選挙ポスターは、党の財政で作成され、公認候補の選挙活動の目的で使用されるものであって、候補者個人の私物ではない」と主張する点は争ふ。

そもそも、必勝ポスターの名宛人の記載は「東郷ゆう子様」(甲7の1)及び「東郷ゆう子候補」(甲7の2)であり、名宛人の部分には被告日共らの肩書は一切含まれてゐない。

また、一般論として、必勝ポスター(為書き)作製の主たる目的は、党幹部が候補者本人の「必勝」(当選)を祈念する旨を文書をもつて表明し、これを候補者本人に交付することにより同人を激励することにあるから、候補者本人に宛てた手紙と何ら変はりはなく、その所有権は当然に候補者本人に帰属するのである。

仮に、必勝ポスターを選挙事務所内に掲示することにより党员及び支援者に対して公認候補であることをアピールするねらいがあるとしても、これは副次的な目的乃至効果にすぎない。

したがって、かうした必勝ポスターの性質及び作製目的からすると、その所有権は原告に帰属するから、被告味口に処分権限がないことに疑ひを差し挟む余地

はない。被告味口は、必勝ポスターが「公認候補の選挙活動の目的で使用されるものであって、候補者個人の私物ではなく、その所有権が被告日共らに帰属する旨を主張するやうであるが、選挙運動の目的で使用される物がおよそ被告日共らの所有に帰属するといふのは暴論といふより外にない。候補者本人は党の私物ではない。

よつて、被告味口に必勝ポスターを処分する権限はなく、これを廃棄した行為は原告に対する不法行為を構成する。

以 上